



1 概要

「時代祭行列その他宗教行事について組織分離と会計分離を図る。」という方向で自治連合会における今後の対応方針概案を提示し、会員の皆様のご意見を頂きたくご案内させていただきました。お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する自治連合会の考え方をまとめましたので、次のとおり報告します。

2 募集期間

令和5年2月1日（水）～令和5年2月10日（金）

3 意見の内容及びご意見に対する自治連合会の考え方

意見	回答
<p>自治連合会の対応方針について</p> <p>◆別組織 宗教的行为と自治連合会とが、組織としても会計も別のものにする必要性があることは同意します。 しかし、自治連合会の実体は各種団体によって構成されていますので、神事部は自治連合会の組織の一部であり、別の組織とは見ることは困難となります。名称を変えたとしても、行う行為が神道に関わる行為である点で、自治連合会が特定の宗教のためのお金集めや宗教行為に関わることになります。 そして各町会長が宗教行為のお金集めに動員されるなら、自治連合会の活動の一部として見なされることになり、別組織であることが守られなくなります。 自治連合会とは別組織としての神事部が、宗教行為に関わり、それに賛同する会員だけが参加することこそが憲法に違反しない信教の自由であり、特定の宗教のために町会長が護符や寄附などでお金を徴収する必要はないはずです。その年、その年の町会長が賛同するかしないかによって異なる制度にも問題があります。</p>	<p>各種団体は地域の活動を行う上での自治連合会との協力関係にある関係団体であり、植柳地区の代表として自治連合会に参加してもらっているので自治連合会を構成する団体ではありますが、神事部も女性会や日赤などと同様、各種団体自体は自治連合会の内部組織ではありません。別組織です。</p> <p>各町会長の神社祭礼費の徴収は、自治連合会としての活動ではなく神事部の活動への事務協力ということになります。また、あくまで当該活動を行うことに同意していただける場合に限っていますので、何ら信教の自由を侵していることにはならないと考えられます。</p> <p>町会長は通常毎年交代するため、ご指摘の点はそのとおりですが、やむを得ないものと考えます。</p>

◆神事部の名称変更

また、「神事部」を「伝統行事保存会」と名称変更をすることですが、実体は神道行事への協力であり「伝統行事」ではありません。これまでの経緯から考えて、神道以外の行事は考えられず、本願寺が地元に寄附を依頼することはできません。「伝統」と言うなら、植柳学区は本願寺の寺内町として四百年前から明治の初めまで、浄土真宗の門徒以外は借家人をのぞいて住めない地域で、神社も学区からは移転して神道行事も行われなかった「伝統」があります。以前は本願寺の降誕会の時は各家が降誕会の旗をたてていましたが、そういう「伝統」はもはや復活することも強制されることもありません。憲法に保障された信教の自由が守られる限り、特定の宗教のお金集めや行事の参加に自治連合会や町会長が関わることは出来ないはずです。

「伝統行事保存」といったあいまいな表現では、集まったお金の使途で混乱も生じますから、「神事奉讃会」というような、目的のはっきりした組織として有志によって運営されるべきではありませんか。

◆信教の自由を守った独立組織

「神事部」は、自治連合会とは独立した組織として、自治連合会とは関係を持たない有志の世話役が独自に宗教行為に関わる必要があります。その有志の呼びかけに賛同し、自分の意志で、宗教行事に参加したり護符を求めたり希望により寄附をすることが、自治連合会とは組織としても会計も別のものにするという趣旨にふさわしい活動になるはずです。

自治連合会の組織とは別の、有志による「神事奉賛会」が、各町内に神社からの護符や寄附の依頼があったことを回覧で伝え、それに賛同するものだけが町会長に「取り次ぎ」を依頼する形式が限度であり、町会長や会計が各家を回って徴収を行う義務はありません。会費とは別だとしても、自治連合会の組織や町会長が徴収などの行為を行えば、信教の自由の侵害になってしまいます。

自治連合会費は同意しない人からは徴収しないでほしい。

植柳校がなくなり行事のできない状況で、今ある事業費基金積立から今ある分についてやりくりする様にしてほしい。

自治連合会を構成する各種団体の縮小や中止して僨約をお願いします。

神事部の名称変更ですが、時代祭行列は京都市や京都府も参加しており伝統行事であると考えています。(意見は異なるかも知れませんが。) なお、宗教的な行事であっても伝統的な行事でもあるものもあり、「伝統的」という言葉が必ずしも「宗教的」ではないとはいえない。従って、他地区の例にもあるとおり「伝統行事保存会」という名称に変更したいと考えています。

なお、本願寺の降誕会が京都市の伝統行事として残らず、時代祭行列が宗教性のない伝統行事として行われているのも、時代祭行列を行おうとした当時の趣旨と市民を含め見学する者の多くが宗教性を感じていないからではないでしょうか。

神事部の活動は、述べられているように宗教行事である部分もありますので有志が自分の意思で活動しているところです。

各町会長が自治連合会の活動としてではなく、自分の自由意思で神社祭礼費の徴収業務を神事部への事務協力として行っている限り何ら信教の自由を侵しているものではないといえるのではないでしょうか。

現在も自治連合会費は同意している人から徴収しております。

会費の支出については僨約に努めます。

その他については、ご意見として伺っておきます。

<ul style="list-style-type: none"> ・組織関係の見直し賛成です。ただ、自治連合会会費150円を125円にすることの意味はよく分からない。 ・色々と波紋が広がり訴訟に発展したことは驚きですが、時代も変わりつつあるかと、よい機会になったのかもしれません。 ・訴訟に対して平安講社及び伏見稲荷がどのようにとらえているのか知りたい。また、各学区の自治会はどうなのか。 	<p>現在の会費150円の内、神社祭礼費として平安講社等に収めている額が25円相当になりますので、その分25円を減額するので125円となります。</p> <p>平安講社及び伏見稲荷、各学区の自治会等の感触については把握しておりません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自治連合会のこれまでの会計基準が透明性のあるものではなく何か自分たちがすべての物事において中心となっている様に思われたので訴状を提出されたと思います。 ・組織と会計の見直しを行うことに関しては良いことだと思います。 ・自治連合会の幹部の皆様はもっと会員の意見を聞いてください。 	<p>会員の意見を聞く機会をより多く持っていきたいと思います。</p>

質問

1) 組織関係の見直し

仮処分の裁定を周知の為に訴状と裁定文書を回覧配布されましたか？

前提として、「時代祭行列その他宗教性のある行事を行う組織と自治連合会の組織を別のものにするという観点から以下のとおりとする。」とされています。

「構成する各種団体」とことさらに言われているのは何故でしょうか。

ウ 「神事部が自治連合会を構成する各種団体の一つであり」とあります。宗教を信仰されている住民は神道ばかりでなく、浄土真宗や創価学会、キリスト教など学区内にも多くおられます。説明を求めます。

質問について

1) 回覧配布はしていません。訴訟の動きについては必要に応じて町内回覧をしております。

和解はまだ成立していません。成立していない段階で和解案を会員に示してみてもそのとおりにならなければ意味がありません。しかしながら、自治連合会としての最終の和解案を裁判所に提示しなければなりませんので、現状での和解に向けての原告と被告とのやりとりを踏まえると、「組織分離と会計分離」ということが基本であると想定し、それを踏まえ、まずは自治連合会としてどのようにするのかの対応方針を定めようとしています。

従来から、自治連合会を構成する関係団体として「神事部」は位置づけられていました。他の宗教に関する団体については、調べたわけではありませんが、今まで地域の活動を行う上で自治連合会との協力関係を持つべき団体とはされていなかったためであるのではないかと推測します。なお、神事部は、植柳地区の代表として自治連合会に参加してもらつ

2) 会計関係の見直し

特に自治連合会会計が仲立ちを行う必要は皆無かと思いますがこう書かれた意味をご説明ください。

カ 「町会長が会費との区分を明確にした上でまとめて徴収し、会計に納入することができる。会計は、納入された神社祭礼費相当分を神事部に、時代祭協賛金相当分を時代祭行列実行委員会に交付する。」とありますが、時代祭行列協賛金、日赤寄付金、赤い羽根共同募金、学区社協募金などは直接各々納入をいたしております。また、平安神宮や伏見稻荷大社の護符などは個別に町会長に依頼をされ、集金をしておられます。

この3年さしたる事業もなく、今後どのような事業展開を計画され、予算をどのように見積もっておられるのか、明らかにしていただきたい。

②で会費の値下げを提案されていますが、收支予算が明らかでないで適正かどうかわかりません。値下げする必要があるのでしょうか。京都市はホテル貸し付けで年間8千万もの収入をえておきながら、学区振興に一円も提供されていません。他の地域ではホテルから年額で1千万程度が支払われているところもあると聞いております。しっかり学区振興費をいただかれて、学区民からの会費を0円にされるように要求されてもおかしくはないと思いますがいかがでしょうか。

(3) その他

「時代祭行列実行委員会」とは別に何を指して伝統行事であると言われているのでしょうか。

① 神事部は名称を改め「伝統行事保存会」とする。とありますが、学区には伝統行事にあたるものは聞き及びません。

ことさらに名称の変更をされる理由を教えてください。

② 「神社祭礼費」は名称を改め「伝統行事費」とするとあります。

意見

2) のカ 以降は今回の和解とは関係のない自治連合会の内部問題であり、和解の場に持ち出す必要は無いと思いますがいかがでしょうか。和解案としての自治連文案が提示されていませんので、地域住民に文案を明示されることをお願いします。

ているので自治連合会を構成する関係団体ではありますが、女性会や日赤などと同様、各種団体自体は自治連合会の内部組織ではありません。別組織です。

2) 従前から神社祭礼費として会費から支出していたものを改める必要があります。今後、神社祭礼費については基本的には神事部が徴収することになるわけですが、従前とは異なった手続きになるため自治連合会としても事務がスムーズに移管されるよう努めなければなりません。さらに、現実的な問題として従前は会費と併せて神社祭礼費分は徴収されてきたわけで、突然神事部がこれらの事務を完全に行うには無理がありますので、できることなら町会長の神事部への事務協力という形で援助をいただければ幸いと考えているところです。

会費の値下げを考えているわけではありません。従前から神社祭礼費として会費から支出していたものを改める必要があります。今後は、会費と神社祭礼費相当分を分けて徴収しなければなりませんので、会費はその分下がることになります。

元植柳小学校跡地活用に関して、安田不動産から地域施設棟の設置・維持管理の面で自治連合会の活動を支援してもらっています。

3) 現状では稻荷神社の神幸祭・還幸祭行列がありますが、その他特に決められたものはありません。神事部が将来何か宗教性のある伝統行事に参加・協力するような場合を想定しています。

神社祭礼費の名称については、神事部の「伝統行事保存会」への名称変更に合わせたものです。

意見について

組織分離に関する活動でありますので、意見を求めたものです。

和解案は、自治連合会の対応方針が決まった段階で、そのことを踏まえ作成し裁判所に提出することとしております。従って、臨時総会での決定事項が和解案と相反することはありません。和解が成立した暁には当然会員に明示します。

2023年2月吉日付で植柳自治連合会（以下「自治連合会」）が町内回覧した文書によると、1月23日の民事訴訟進行協議において和解案が提示され、その調整が進んでいるとの事です。原告との間で調整が進んでいる和解案の提示なしに、和解案と自治連合会が提示する「対応方針概案」の内容に齟齬がないか検討できません。

自治連合会が2023年2月吉日付で回覧した文書にある「自治連合会の対応方針概案に対してのご意見の伺い」の4行前に、「時代祭行列その他宗教行事について組織分離と会計分離を図る。」とあります。この前提文章が和解案の根幹であると考え、「対応方針概案」を検討し、下記の通り提案します。

- 自治連合会は、自治連合会が今まで担ってきた「時代祭行列その他宗教行事」を明確にし、「時代祭行列その他宗教行事などを行う組織と会計の自治連合会組織からの分離」を表明する事が、和解案への対応の骨子となるべきです。
- 自治連合会が分離する宗教行事などの取り扱いは、新たに設立されると思われる別組織内で決める事です。宗教行事などを行う新たな別組織は、自治連合会の外なので、自治連合会はその組織並びに会計の内容に言及すべきではありません。
- 自治連合会内で宗教性のある行事を実施してきた部署、神事部は、宗教性のある行事を扱う組織なので、自治連合会の組織から分離しなければなりません。

和解はまだ成立していません。成立していない段階で和解案を会員に示してみてもそのとおりにならなければ意味がありません。しかしながら、自治連合会としての最終の和解案を裁判所に提示しなければなりませんので、現状での和解に向けての原告と被告とのやりとりを踏まえると、「組織分離と会計分離」ということが基本であると想定し、それを踏まえ、まずは自治連合会としてどのようにするのかの対応方針を定めようとしています。そのための意見聴取をしたところであります。

自治連合会としての和解案を提示するためには、今後の自治連合会の対応方針を決める必要があります。

提案に対して、

- 一番目の提案については、そのとおりです。
- 二番目の提案については、従前から神社祭礼費として会費から支出していたものを改める必要があります。今後、神社祭礼費を会費から支出しないためには、当然神社祭礼費分を会費から差し引かないといけません。また、徴収については基本的には神事部が神社祭礼費分を徴収することになるわけですが、従前とは異なった手続きとなるため自治連合会としても事務がスムーズに移管されるよう努めなければなりません。さらに、現実的な問題として従前は会費と併せて神社祭礼費分は徴収されてきたわけで、突然神事部がこれらの事務を完全に行うには無理がありますので、できることなら町長の神事部への事務協力という形で援助をいただければ幸いと考えているところです。
- 第三番目の提案については、神事部は、地域の活動を行う上での自治連合会との協力関係にある団体であり、植柳地区の代表として自治連合会に参加してもらっているので自治連合会を構成する団体ではあります。神事部も女性会や日赤などと同様、各種団体自体は自治連合会の内部組織ではありません。別組織です。

注：意見は表現をわかりやすく補正した部分があります。

2023年2月吉日

6

植柳自治連合会・会員の皆様

植柳自治連合会・会長 宇野健藏

コロナも依然として感染継続しておりますが、会員の皆様にはお元気でお過ごしの事と思います。昨年の「時代祭行列」には町長様のご協力を得て、約150名の皆様が行列、着付け、受付など種々のお手伝いを頂き、大成功に終えることができ、厚くお礼申し上げます。

すでに、町長様はじめ会員の皆様には運営委員会議事録や会合でお知らせしておりますが、昨年8月22日に辰巳町の伊藤要氏より植柳自治連合会に対し訴状が裁判所に提出されました。訴状の主旨は、時代祭は宗教行事であり、そのために自治連合会の事業費基金積立より補助することは信教の自由を定めた憲法第20条に違反するので、自治連合会より一切資金を支出してはならないというものでした。

その後、時代祭は自治連合会からの資金支出もなく、仮処分申立については和解が成立しましたが、本裁判は継続審議となっていました。

1月23日の進行協議においては、和解案について調整が図られましたがまだ決定には至っておりません。しかしながら、自治連合会においては、裁判を長期化することを避けるため和解の方向で検討したいと考えております。

今回、会員の皆様に、「時代祭行列その他宗教行事について組織分離と会計分離を図る。」という方向で自治連合会における今後の対応方針概案を提示し、会員の皆様のご意見を頂きたくご案内させていただきました。3月上旬には、この問題に関して「臨時総会」を開催する予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

自治連合会の対応方針概案に対する御意見の伺い

1 自治連合会の対応方針概案

(1) 組織関係の見直し

時代祭行列その他宗教性のある行事を行う組織と自治連合会の組織を別のものにするという観点から以下のとおりとする。

ア 時代祭行列は、時代祭行列実行委員会で行う。

イ その他宗教性のある行事は、神事部で行う。

ウ 時代祭行列実行委員会は自治連合会組織とは別に構成され、神事部は自治連合会を構成する各種団体の一つであり、それぞれ有志により構成される。

(2) 会計関係の見直し

① 時代祭行列その他宗教性のある行事を行う組織への支出は自治連合会の会費からは支出しないという観点から以下のとおりとする。

ア 自治連合会の事業費基金積立は時代祭行列その他宗教性のある行事以外の事業の費用が不足したときにその不足分に充てるものとする。

イ 自治連合会の事業費基金積立から時代祭行列実行委員会への支出は行わない。

ウ 自治連合会の事業費基金積立からその他宗教性のある行事への支出は行わない。

- エ 自治連合会が神社祭礼費として平安講社及び伏見稻荷（川西崇敬会）に納めることはしない。
- オ 時代祭協賛金及び神社祭礼費は、時代祭行列実行委員会及び神事部が自治連合会会費とは別に徴収し、同意しない会員からは徴収しない。
- カ 自治連合会費、時代祭協賛金及び神社祭礼費の徴収は、町長が会費との区分を明確にした上でまとめて徴収し、会計に納入することができる。会計は、納入された神社祭礼費相当分を神事部に、時代祭協賛金相当分を時代祭行列実行委員会に交付する。ただし、町長がこの取扱いに同意しないときはその限りではない。
- ② 自治連合会会費は、植柳自治連合会会則を変更し「月額一世帯一口最低百五十円とし、口数は制限しない。」を「月額一世帯一口最低百二十五円とし、口数は制限しない。」と改める。
- ③ 神事部は、納入された神社祭礼費相当分を含む神社祭礼費を平安講社及び伏見稻荷（川西崇敬会）に納入する。

(3) その他

- ① 「神事部」は名称を改め「伝統行事保存会」とする。
- ② 「神社祭礼費」は名称を改め「伝統行事費」とする。

2 意見の伺い

自治連合会会員のおかれましては、上記1の自治連合会の対応方針概案に対してご意見がある場合は、令和5年2月10日までに庶務勝間まで紙面をもって提出願います。

3月上旬に臨時総会を開催し、自治連合会の対応方針について検討する予定しております。

以上

-----キリトリ-----

町名

氏名